

議 第 5 号

社会保障施策の抜本的な見直し求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、医療法や介護保険法の改正案を一本化した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を提出し、今国会で成立した。

この法改正には、要支援者の訪問介護と通所介護の市町村事業への移行、特別養護老人ホームの入所要件の引上げ、在宅医療・介護の推進に基づく病床数の大幅な見直し、介護保険の自己負担割合の引上げや給付制限といった国による介護サービスの切り捨てが内容として盛り込まれている。

しかし、要支援者の訪問・通所介護を市町村事業への移行することについては、人材・施設の不足等からサービスの地域格差が生じるといった懸念が全国から寄せられており、特別養護老人ホームの入所者制限についても、要介護1及び2と判定された待機者は全国に約17万8千人いるとされているが、これらの人々の入所の途を断ち、本人及びその家族への負担を増大させることが危惧されている。また、病床数の見直しは医療現場に混乱を招き、介護保険の自己負担割合の増加や給付の縮小は、利用者の経済的な負担を増加させるのみならず、サービス利用の抑制による重症化をもたらし、保険財政を更に悪化させるおそれがある。

よって、国においては、憲法で保障される社会保障に対する国の責任を放棄し、我が国の医療、介護の危機を一層深刻化させる、現在の社会保障施策の抜本的な見直しを強く要請する。